民営職業紹介

ひと

2020.9
NO.
173

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対する民紹協の取組み（その3）
「外国人材の職業紹介セミナー」が大阪で開催されました
令和2年度「従事者啓発ガイダンス」が始まります
令和元年度労働局による職業紹介事業指導監督状況
令和2年度地域別最低賃金が改定されます

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

民営職業紹介

ひと

2020.9
NO.
173

Contents

3　新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対する民紹協の取組み（その３）

7　新型コロナが雇用に与える影響

8　「外国人材の職業紹介セミナー」が大阪で開催されました

10　令和２年度「従事者啓発ガイダンス」が始まります

12　令和元年度労働局による職業紹介事業指導監督状況

15　令和２年度地域別最低賃金が改定されます

16　民紹協からの情報提供

19　令和２年度職業紹介優良事業者認定制度説明会のご案内

20　よくわかる職業紹介事業のQ&A

22　職業紹介士ネットワーク　～株式会社ジェス～

23　散歩道　～練馬区～

24　雇用失業動向

25　令和２年度家政士検定試験のお知らせ

26　新規入会事業所紹介

29　「第３回ひととしごと写真募集」を開始します

30　民紹協ニュース／編集後記

31　職業紹介責任者講習日程

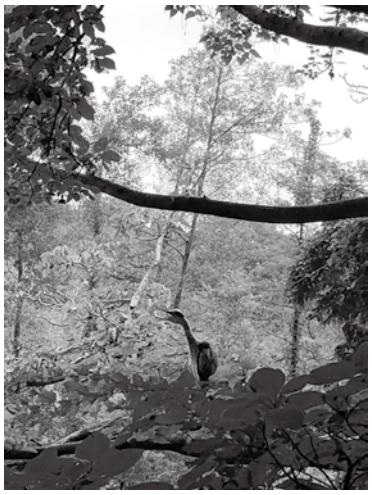

※表紙写真は、「第2回　ひととしごと写真募集」佳作　村田利子氏撮影の作品です。
「赤ちゃんもお疲れさま」:福岡県の等覚寺にての稲刈り。親子の笑顔に出会いました。
忘れかけている場面に遭遇して感動のひとときでした。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対する民紹協の取組み
～その3～

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金制度の問合せ対応

新型コロナウイルス感染症の影響により企業の判断で労働者が休業した場合「雇用調整助成金」の助成対象となります。

しかしながら、いろいろな事情で、休業しても労働者が休業手当の支払いを受けることができない場合があります。こうしたケースを救済するために新設されたのが「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度」です。（令和2年6月12日施行）

この制度は、休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者本人に対して、休業前賃金の80%（上限1日当たり1万1千円）が休業実績に応じて直接支給されます。令和2年8月6日現在、全国で約6万件の支給申請があります。制度の概要は、次の通りです。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1　対象者

令和２年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

2　支援金額の算定方法

休業前の１日当たり平均賃金 × 80% ×（各月の日数（30日又は31日） － 就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

① １日当たり支給額（11,000円が上限）　② 休業実績

3　手続内容

① 申請方法： 郵送 （オンライン申請も準備中）
（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）

② 必要書類：(i) 申請書、(ii)支給要件確認書※
(iii)本人確認書類、(iv)口座確認書類、(v)休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、
※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。
※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）。

4　実施体制等

○ 都道府県労働局において集中処理
○ 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

（注）8月28日、厚生労働省から発表があり、支給の対象期間（現行本年4月1日～9月30日）が本年12月末まで延長される予定です。

なお、「支援金」と「給付金」は申請者が雇用保険被保険者かどうか（被保険者の場合＝支援金、被保険者でない場合＝給付金）で言い方が変わりますが、助成内容は同じです。

雇用調整助成金や雇用保険でカバーされないところを救済する制度が新設されたことで職業紹介事業業界でも注目を集め、当協会にも職業紹介事業団体や会員事業者から利用に関する問合せがいくつか寄せられました。

ここでは問合せの内容と厚労省に確認した結果を、Q&A形式で紹介させていただきます。読者の皆様も参考にしてください。

職業紹介事業者団体や会員事業者からの問合せ

Q1 マネキン等日々雇用でも給付の対象となりますか。

A1

マネキン、配ぜん人等の職業分野では、日々紹介・日々雇用の形態が見られます。日々雇用が給付の対象になるかについては、厚労省HPのQ&Aに次のように記載されています。

> 厚労省HP：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 Q&A
>
> 6　日雇労働者は対象となりますか。
>
> → 雇用関係が継続していない場合、対象とはなりません。
>
> なお、契約上はいわゆる日々雇用であったとしても、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、更新により労働契約が継続されることを前提に、事業主が労働者を休業させる場合には、支援金・給付金の対象となります。

A2

このQ&Aに関して、さらに当協会から厚労省コールセンターに確認した結果、次の要件をすべて満たす場合は、日々雇用でも対象になりうる、とのことでした。

①日々雇用についての事業主との労働契約書（写）が必要。日々雇用初日の契約書でもOK。形式は問わない。

②「支給要件確認書」における「事業主の確認・記載」が必要。事業主が命じた休業であることを事業主が認めることが必要。

③休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるものが必要。休業開始前3か月及び休業期間中の「本人の給与明細票（写）」又は「事業主の賃金台帳（写）」。

Q2 雇用先のホテルや小売店は、従業員数が多いので大企業に分類されやすいですが、この制度の対象となりますか。

A1 この制度は、「中小企業に雇用される労働者」を支援とする設計になっています。
休業開始時点で、「常時雇用する労働者の数」又は「資本金の額・出資の総額」のどちらかが下表の基準の該当するときは「中小企業」と判断されます。

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

Q3 労働者本人が申請する場合、事業主の確認が必要ですか。

A1 申請書類の一つに「支給要件確認書」があります。中味は、「休業を命じたこと」「休業手当を支払っていないこと」等を事業主が記載し、署名又は記名押印することになっています。

A2 事業主から協力が得られないときは、厚労省HPのQ&Aによりますと、その旨を記載のうえ申請できることとなっていますが、回答の後段にありますように、労働局から事業主に回答を求めて回答があるまでは審査が進まないこととなっています。

A3 そう考えると、事業主の理解・協力を得ることが給付を受ける早道と思われます。

厚労省HP：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 Q&A

2　事業主が支給要件確認書への記載に協力してくれない場合、個人からのみの申請は可能でしょうか。

→ 仮に労働者が事業主に申し出たにもかかわらず、事業主が支給要件確認書への記載を拒むようなケースが生じた場合は、支給要件確認書の「事業主記入欄」の「事業主名」の部分に、事業主の協力が得られない旨を、事業主の主張その他関連する事情とともに記載の上、申請してください。その場合、労働局から事業主に対して報告を求めます。この場合は、事業主から回答があるまでは審査ができないこととなり、その分申請から支給までに時間を要しますので予めご承知おきください。

Q4 「事業主に代わって職業紹介所が休業を証明してくれないか」と登録求職者から依頼があったが、どうすればよいですか。

A1 休業を命じた事業主だけが、休業の証明を行うことができます。したがって、職業紹介所が休業証明を行うことはできません。

A2 このため、労働者本人が事業主に「支給要件確認書」の記載を依頼する必要がありますが、職業紹介所と登録求職者、求人事業主との関係性によっては、職業紹介所が依頼の仲介をする場合もあるかもしれません。

Q5 毎月複数企業に雇用されるマネキンさんが、令和2年4月は3社の企業で休業となりました。季節性がある求人であったため休業開始前の6か月間でこの3社の雇用実績がほとんどありません。日給はどの会社も大体同じなので、3社に関係なく各月の月収で休業前賃金日額を計算してもよいですか。

A1 複数事業所に働いていた場合の申請の仕方は、「一括して申請する」「休業前賃金日額の算定は、休業開始前の過去6か月のうち合計賃金額が多い3か月分を選んで行う」等が厚労省HPのQ&Aに示されていますので、ご覧ください。

A2 このご質問の場合は、休業に対応した企業の過去6か月の雇用実績がほとんどないケースです。この件について厚労省に確認した結果は次のとおりです。

①休業支援金･給付金は、休業を行った企業に代わって休業手当相当額を支給するので、休業前賃金額日額を算定するためには、休業実施企業における過去6か月の賃金支払実績が基準となる。

②過去6か月に賃金支払実績のほとんどない月があっても、3社の合計賃金額が多い月3か月を選んで休業前賃金日額を計算する。実績がない月がある場合は最低1か月で算定する場合もありうる。

③算定対象期間を、過去6か月でなく過去1年にできないかという点については認めていない。ただし、育休、病休という特殊な場合は過去2年まで算定対象期間の遡及を認めている。

新型コロナが雇用に与える影響

～前年同月比で新規求人が２割減、新規求職者は３割増（東京労働局）～

新型コロナが雇用にどのような影響を与えているのか、東京労働局提供の情報（東京の一般職業紹介状況6月分より）をもとにその概要を紹介します。

●東京労働局の6月の概要

東京の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が大幅に減少しており、求職者の増加もあいまって、厳しさがみられる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。

○有効求人倍率（季節調整値）は1.35倍で、前月より0.20P低下（全国では1.11で0.9P低下）
○新規求人数は99,482人で、前年同月比19.6％減（▲24,322人）となった。
○新規求職者数は44,780人で、前年同月比29.8％増（＋10,269人）となった。
　＊求人数の減少と求職者数の増加が顕著になり、就職件数は大幅に減少している。

有効求人、求職及び求人倍率の推移

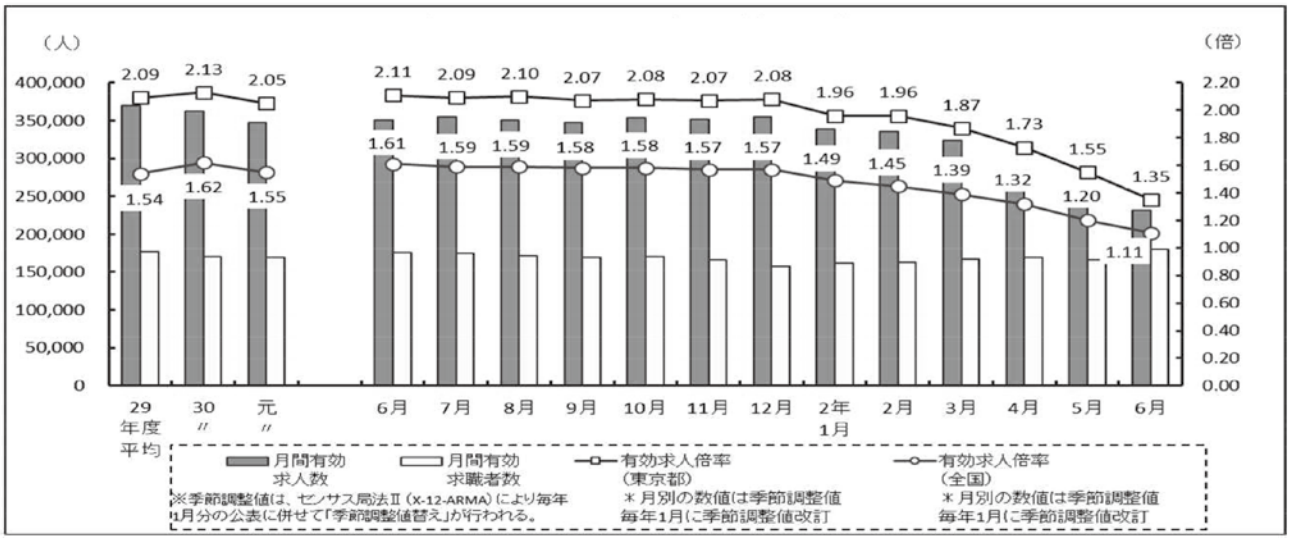

職業別の常用有効求人倍率の状況

有効求人倍率の高い職業	求人倍率	有効求人倍率の低い職業	求人倍率
保安の職業	10.71　倍	美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者	0.16　倍
介護サービスの職業	6.20　倍	事務用機器操作の職業	0.27　倍
建設・土木の職業	5.83　倍	一般事務の職業	0.30　倍
建設・土木・測量技術者	5.59　倍	会計事務の職業	0.46　倍
電気工事の職業	5.59　倍	営業・販売関連事務の職業	0.60　倍

＊有効求人倍率は倍率の高い職業、低い職業ともに５職業を掲載。なお、その他に分類される職業は除く。

＊従来から求人倍率が高い職業はあい変わらず倍率が高い一方、従来から倍率の低い職業（芸能・イベント・事務等）は一層倍率が低くなってきている。

「外国人材の職業紹介セミナー」が大阪で開催されました！

～新型コロナウイルス感染禍での外国人材紹介～

新型コロナウイルス感染禍の中、外国人の入国規制が続き、外国人材の職業紹介に取り組む職業紹介事業者は厳しい状況が続いています。そんな中、大阪で初めての「外国人材の職業紹介セミナー」が開催されました。

3密を回避するため、1テーブルに一人の参加者着席とし、マスク・手洗いを励行し、講師もフェースシールドを着用しての実施でしたが、参加者には熱心に聴講していただきました。

日　時　令和2年7月17日(金) 13:00～17:00
会　場　エル大阪
参加者　29名(収容人員108名の教室)

プログラムは、以下の3部構成で進められました。

1.「外国人をめぐる現在の状況及び外国人材の職業紹介に関する実務」

講師：全国民営職業紹介事業協会　職業紹介事業アドバイザー　齊藤 昇司

要約：①外国人をめぐる現在の状況及び昨年の入管法改正以降の制度改正等の流れ

新型コロナウイルス感染禍において、国内の失業した外国人材の紹介に関し、いくつか特例がでてきている。また、オンライン面接等を活用し、海外にいる外国人材の面接をオンラインで実施することにより、国内で内定を出す動き等が出てきている他。入国規制を緩和し、コロナ感染の少ない国から順次入国を許可する動きもある。

②外国人材を紹介する際の基本的な実務事項

国外にわたる紹介、チェックシートとリーフレットを活用しての特定技能資格の求人・求職受理の手続について、また、「外国人材関係の情報取得法」についても説明しました。

2.「外国人雇用に必要なビザ知識と改正入管法(特定技能を中心に)」
「新型コロナウイルス感染禍での外国人材に関する最新情報」

講師：新宿スフィア国際行政書士事務所　代表行政書士 夏目 貴美氏

要約：①外国人材の就労に必要な基本的ビザ知識、各資格の特徴、外国人雇用の流れ、採用する場合の注意点、就業時によく発生するトラブルや防止法

②「特定技能」(含現状)「特定活動46号」について(制度説明と具体的な活動事例紹介)

特定技能1号の支援は、事前ガイダンス3H以上、生活オリエンテーション8H以上、面談は通訳の同席が必要等大変、特定活動の具体的活動例説明

③新型コロナウイルス感染禍で解雇や雇止めにより就労が困難となった在留外国人の就労を促進するための特例措置

前職・職歴に関係なく、「特定技能分野の仕事」であればどれでも就労できること。

特定活動資格を付与され最大1年間就労可能

※ただし、製造3分野は製造分野の勤務・実習経験が必要。

実際のビザ取得にあたっての具体的な注意事項を詳しく説明しました。

3.「外国人材活用における人材ビジネス業界の動き」

講師:すばるコンサルティング株式会社　国際事業部マネージャー　芳賀 かおり氏

要約:①特定技能外国人のビジネス

特定技能と技能実習の違い、受け入れ先の開拓、現地送り出し機関との提携、受入れ先への紹介、登録支援機関の登録、特定技能人材の活用を成功させるために、海外人材招聘紹介における注意点等

②外国人の国による特性の違い。海外人材採用に際してのコスト・時間・準備等

③海外人材のオンライン事例

準備するもの、注意点(できるだけ大きな画面を使用する、履歴書の受領時期、面接者への質問はまとめておくこと等々)、雇用事業者との認識相違の調整等

④特定技能に関してよくある事例紹介

その他、具体的で豊富な事例を交えて生きた知識を説明しました。

◆受講者の声

〈参加者の感想〉

・最新情報が聞けて大変参考になった。
・盛りだくさんな話が聞けて勉強になった。
・またこのような機会を設けて欲しい。
・1日セミナーでもよいので、もっと詳しく教えて欲しい。
・出入国在留管理庁の実際の動きが分かり、とてもよかった。
・最新情報をどこで手にいれるのかが分かりありがたかった。
・技能実習と特定技能の違いの説明がよかった。
・実例のエピソードがとても役にたった。もっと沢山の事例を紹介して欲しい。
・新型コロナウイルス感染禍での最新の動きがわかりよかった。
・人材ビジネス業界の動きの講義は大変興味深く、もう少し時間をとって欲しかった。

〈今後に期待すること〉

・外国人材の紹介をするにあたり、色々なリスクにどう対応するのか、トラブル事例に対する対応等も教えてもらいたい。
・外国人採用の具体例(ケーススタデイ)を聴きたい。
・特定技能と介護について詳しく知りたい。
・外国人材を採用した後の採用会社の実体験が聞きたい。

令和2年度

厚生労働省委託事業
民間職業紹介従事者の人材育成推進事業

従事者啓発ガイダンス

10月8日の中野サンプラザでの開催を皮切りに、いよいよ従事者啓発ガイダンスが始まります。

「ウィズコロナ」による新しいスタイルでの開催ということで、より安心してご受講いただけるよう準備を進めています。受講申込みの受付は8月20日からですので、この誌面を皆様が目にされる頃には締め切らせていただいているかもしれませんが、使用する教材などは当協会のホームページで提供させていただく予定ですので、多くの方にご利用いただければ幸いです。以下、当ガイダンスの内容につきましてご紹介いたします。

1 求人実務の向上がメインテーマ

法令に基づいて求人者に守ってもらうべき事項はたくさんありますが、先方によく伝わっていないと感じることも多いのではないでしょうか。このガイダンスでは、「求人者へのアプローチ方法」を、講義と演習を通じて考えることがメインテーマとなっています。

2 講義「最新の法改正状況」と「求人者サービスと求人不受理制度」

「最新の法改正状況」では、今年改正・施行される法令の中から、職業紹介事業に従事される皆さんに必要なものを選び、経験豊富な社会保険労務士が解説します。

「求人者サービスと求人不受理制度」では、コンプライアンスとマッチングの両方の観点から、求人票の効果的な作り方を始め、求人者サービスのあり方についてご説明します。

3 グループ演習→全体演習

3時限目のグループ演習では、その日の受講者を7つまたは9つのグループに分け、「営業事務職」、「飲食物給仕職」、「衣料品販売職」、「施設介護職」の4つの職種の中から、開催日ごとに決められた2つの職種のうちいずれかの職種を取り上げ、演習を行います。

仕事の概要や求人者指導の留意点、さらに求人を受理するにあたってチェックすべきポイントを確認した上で、問題のある求人票を改善する例題に取り組みます。なお、グループの人数は会場開催時が4名、Zoom開催時が6名になります。じっくり相談して答えを見つけてください。

4時限目の全体演習では、3時限目で話し合った求人票の改善案をグループごとに発表していただきます。自分たちのグループでは誰も思いつかなかったアイディアを聞くことができるかもしれません。また、この全体演習の時間では、当日、講義を担当する社会保険労務士や民紹協の職業紹介アドバイザーに質問をすることもできます。

が始まります

4 Zoomによる開催

11月10日、12月3日、2月10日はZoom（オンライン会議ソフト）を使ってガイダンスを開催します。ご自宅や事業所で利用可能ですので、会場へ行くことができない方にもご参加いただくことができます。なお、インターネット通信環境が必要です。

5 ウィズコロナ

会場開催の日については、200㎡以上の広い会場を用意しました。講演者から最前列の席まで2m以上空けるほか、グループ学習では会議用テーブルをロの字に配置し、1テーブル1名でお使いいただきます。

受講者の皆様も、ご受講前の検温、咳エチケット、消毒にご協力いただきますようお願いいたします。

従事者啓発ガイダンス日程・教材ダウンロードはこちらから
http://www.minshokyo.or.jp/seminar/promotion.html
※令和2年度教材のご提供は9月下旬からになります。

求人者啓発リーフレット・動画を作成しています

平成31年（令和元年）より始まった「働き方改革」を受け、すべての企業では、働く環境の整備のための取組みが必要となりましたが、併せて、職業紹介事業者には、求人企業に対して、コンプライアンス意識の向上を促すための行動が求められることとなりました。

令和2年度の民間職業紹介従事者の人材育成推進事業では、従事者啓発ガイダンスのほか、求人者啓発のためのリーフレットや動画を作成することとしています。

リーフレットや動画では、
「労働条件の明示に関すること」
「同一労働同一賃金に関すること」
「求人不受理制度に関すること」
「受動喫煙防止措置に関すること」
「パワハラ防止措置に関すること」
など、求人者への説明に困りがちな項目について取り上げる予定です。

リーフレットは令和2年12月頃、動画は令和3年2月頃、それぞれ、民紹協のホームページよりダウンロードしていただけるよう準備を進めています。今しばらくお待ちください。

令和元年度

労働局による職業紹介事業指導監督状況

令和元年度の東京、大阪及び愛知労働局による民間人材ビジネス（職業紹介事業及び労働者派遣事業）に対する指導監督状況が公表されました。職業紹介事業に係る結果を要約すると次の通りです。

【令和元年度　東京・大阪・愛知労働局指導監督状況　～職業紹介事業のみ】

三労働局の職業紹介事業に対する指導監督状況をまとめると下表の通りです。このうち、是正指導内容をみると、ほぼ例年と同じようなものとなっています。引き続き、事業運営の点検、改善が求められています。

労働局	指導実施事業所数（前年度比）	うち是正指導を行った事業所数（前年度比）	指導内容・内訳	
東京	699 (50.0%)	302 (▲41.8%)	取扱職種の範囲等の明示	・取扱職種の範囲を明示していない ・手数料、苦情の処理に関する事項など+を正しく明示していない
			労働条件の明示	・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない
			帳簿書類の備付け	・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない
大阪	229 (25.1%)	215 (38.7%)	労働条件の明示	・労働条件の明示がなされていない ・法定項目が明示されていない（試用期間、時間外労働の有無賃金の額、社会保険・労災保険・雇用保険の適用に関する事項の明示不備など）
			取扱職種の範囲等の明示	・取扱職種の範囲等の明示がなされていない ・法定項目が明示されていない（手数料に関する事項の記載不備など）
			帳簿の備付け	・求人求職管理簿の未作成、記載不備 ・手数料管理簿の記載不備
愛知	491 (51.5%)	147 (86.1%)	事業報告等（情報の提供）	・人材サービス総合サイトへの情報掲載をしていない（紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供）
			労働条件の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）	・法定項目が記載されていない（残業、休日出勤等） ・労働条件の明示が行われていない（書面交付が行われていないものを含む）
			取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）	・取扱職種の範囲等の明示がなされていない（書面の交付がないものを含む） ・法定項目が明示されていない（苦情の処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）

令和元年度の３労働局の指導監督の特徴的な内容は次の通りです。

●東京労働局

令和元年度の職業紹介事業所数は、8,669で前年比12.6％の増加となっています。指導監督事業所数は、前年度比で50％増加し、是正件数は▲41.8％でしたが、そのうち募集事業に対する指導は114.3％と増加しました。

●大阪労働局

令和元年度の職業紹介事業所数は、2,868で前年比13.4％の増加となっています。指導監督事業所数は、前年度比で25.1％増加し、是正件数は38.7％と増加しました。

●愛知労働局

令和元年度の職業紹介事業所数は、2,119で前年比10.0％の増加となっています。指導監督事業所数は、前年度比で51.5％増加し、文書指導件数は86.1％と増加しました。

令和2年度の3労働局の指導監督方針のポイント（職業紹介事業に関連する事項のみ）

【東京労働局】

・平成29年改正職業安定法について、労働条件明示等が的確に実施されるよう周知及び指導に努める。

（別途：派遣労働者に係る雇用安定措置が確実に実施されるよう周知及び指導、同一労働同一賃金等の平成30年改正労働者派遣法が適切に履行されるよう周知及び指導をする）

【大阪労働局】

・改正職業安定法の適正な履行に向けて、労働条件等明示について受理した求人に明示すべき事項等が記載されているか、、帳簿が適切に備えられているか等の確認を行うとともに、労働契約締結前に労働条件の明示が行われなかった等の申出、情報提供がなされた際は、適切な指導監督を実施する。

・特定技能外国人等に対する紹介手数料を得ることを目的として職業紹介事業者が外国人に転職を繰り返させる等の不適切な行為を防止する必要があることから、悪質な仲介業者等の排除のため、あらゆる機会を通じて情報収集に努める。

【愛知労働局】

・適切な労働条件の明示及び的確な募集条件の表示等について、求人者及び労働者募集を行う者に対して周知を図り、適切な運用の推進を図る。

・医療従事者、介護従事者及び保育士等に係る職業紹介事業者のうち、求人者からの就職者の早期離職及び手数料に関するトラブル等の情報提供に対し、厳正な指導監督を実施する。

行政処分・指導事例

最近の行政処分事例を以下に掲載します。

1. 事業報告書の提出を怠り事業停止命令及び業務改善命令（東京労働局）

●処分理由（要旨）

事業報告書を提出しなければならないとされているのに、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間について職業安定法施行規則第24条の8第1項に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、職業安定法の規定に違反したこと。

東京労働局　有料職業紹介事業者11社

2. 職業安定法に規定する欠格事由等に該当した事業者に対して、有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の取り消し（厚生労働省）

●処分理由（要旨）

出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の規定に基づき罰金の刑に処せられ、令和2年1月28日に刑が確定し、労働者派遣法第6条第１号及び職業安定法第32条第1項に規定する欠格条件に該当することとなった。

行政処分・指導個別事例

以下は、個別の指導事例です。職業紹介事業者はご留意ください。

〈取扱職種の範囲等の明示〉

●取扱職種の範囲等の明示を書面で行っていない。

●苦情の処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項、返戻金制度に関する事項を明示していない。

●手数料、苦情処理に関する事項などを正しく明示していない。

●取扱職種の範囲や手数料について、労働局へ届け出ている内容と異なる内容を明示している。

〈帳簿書類の備付け〉

●求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない。

●離職状況に関する調査を実施しておらず、その内容について記載されていない。

●手数料の算出根拠の記載がない。

〈労働条件等の明示〉

●労働条件の明示を書面の交付によって行っていない。

●求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない。

●法定項目が明示されていない（試用期間、時間外労働の有無、賃金の額、社会保険・労災保険・雇用保険の適用に関する事項の明示不備など）

●固定残業代を採用しているが、明示が必要な内容を網羅していない。

●賃金に関して、昇給の有無、各種手当について記載がない。

〈事務所関係〉

●事業所内の一般の閲覧に便利な場所に必要な事項の掲示をしていない。
（手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面、業務の運営に関する規定等）

●求職者のプライバシーが確保されていない場所において、臨時的な求職受理や面接会を実施している。

〈その他〉

●職業紹介事業者が雇用主から賃金を受け取り、必要経費や互助会会費等と称して一定の金額を差し引き残りを労働者に支払っている。

●人材サービス総合サイトへの必要な項目に関する情報を提供していない。
（紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金に関する事項等の情報提供）

●職業紹介責任者が「厚生労働省人事労務マガジン」に登録していない。

●届け出ている手数料の範囲を超えて、手数料を徴収している。

令和2年度

地域別最低賃金が改定されます！

令和2年度の地域別最低賃金が下表のとおり改定されます。

◆最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が定めるもので、全ての労働者に適用されます。

◆労働者の賃金額が最低賃金を下回ることのないよう、金額をご確認ください。

◆派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

◆労使で合意のもと、最低賃金より低い賃金を定めても、それは、最低賃金法で無効とされます。

※地域別最低賃金以外にも特定（産業別）最低賃金があります。特定賃金が定めている産業については特定賃金との比較の上、金額の高い方を使うことになっています。

※発効予定年月日は、都道府県労働局での労使からの異議審査がない場合の最短のものです。

※今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、中央最低賃金審議会からは改定の目安は示されませんでした。

●令和2年度　地域別最低賃金　答申状況

都道府県名	改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	発効予定年月日（※2）
北海道	861（861）	－（※3）	2020年10月3日
青　森	793（790）	3	2020年10月3日
岩　手	793（790）	3	2020年10月1日
宮　城	825（824）	1	2020年10月1日
秋　田	792（790）	2	2020年10月3日
山　形	793（790）	3	2020年10月3日
福　島	800（798）	2	2020年10月2日
茨　城	851（849）	2	2020年10月1日
栃　木	854（853）	1	2020年10月1日
群　馬	837（835）	2	2020年10月3日
埼　玉	928（926）	2	2020年10月1日
千　葉	925（923）	2	2020年10月1日
東　京	1,013（1,013）	－	－
神奈川	1,012（1,011）	1	2020年10月1日
新　潟	831（830）	1	2020年10月1日
富　山	849（848）	1	2020年10月1日
石　川	833（832）	1	2020年10月7日
福　井	830（829）	1	2020年10月2日
山　梨	838（837）	1	2020年10月8日
長　野	849（848）	1	2020年10月1日
岐　阜	852（851）	1	2020年10月1日
静　岡	885（885）	－	－
愛　知	927（926）	1	2020年10月1日
三　重	874（873）	1	2020年10月1日

都道府県名	改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	発効予定年月日（※2）
滋　賀	868（866）	2	2020年10月1日
京　都	909（909）	－	－
大　阪	964（964）	－	－
兵　庫	900（899）	1	2020年10月1日
奈　良	838（837）	1	2020年10月1日
和歌山	831（830）	1	2020年10月1日
鳥　取	792（790）	2	2020年10月2日
島　根	792（790）	2	2020年10月1日
岡　山	834（833）	1	2020年10月1日
広　島	871（871）	－	－
山　口	829（829）	－	－
徳　島	796（793）	3	2020年10月3日
香　川	820（818）	2	2020年10月1日
愛　媛	793（790）	3	2020年10月3日
高　知	792（790）	2	2020年10月3日
福　岡	842（841）	1	2020年10月1日
佐　賀	792（790）	2	2020年10月2日
長　崎	793（790）	3	2020年10月3日
熊　本	793（790）	3	2020年10月1日
大　分	792（790）	2	2020年10月1日
宮　崎	793（790）	3	2020年10月3日
鹿児島	793（790）	3	2020年10月3日
沖　縄	792（790）	2	2020年10月3日
全国加重平均額	**902（901）**	**1**	**－**

※1：括弧内の数字は、改定前の地域別最低賃金額

※2：発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3：地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

民紹協からの情報提供

～「民紹協の情報提供機能等」をフルに活用しましょう！～

Ⅰ 情報提供

会員の皆さまの民紹協への入会理由として最も多いのが**「情報の提供」**です。

そこで、民紹協から提供している情報をご紹介します。

1 機関誌「ひと」の発行

職業紹介事業者団体としては、数少ない紙媒体での情報誌で、手元に置いていつでもご覧いただけます。最新の業界や法令改正の情報、民紹協が主催する・セミナー、出版物、新規会員の皆さまのご紹介、また厚生労働省、東京労働局等との情報交換会の内容等を分かりやすく掲載しています。

隔月奇数月に会員の皆さまにお送りします。また、当協会ホームページに過去8号分のバックナンバーを掲載しています。

2 タイムリーで分かりやすい「メールマガジン」の発行

「民紹協メールマガジン」に登録していただくと、月に2回、雇用情勢、法令改正解説、職業紹介事業関連ニュース等幅広い分野の情報をタイムリーにメールで配信します。（1回Ａ4版：7～10ページ）

いろいろなメールマガジンがありますが、極めてわかりやすくしかもタイムリーな情報が得られると好評です。是非ご登録ください。現在登録者数は約2,000名です。

ご登録は無料で、当協会ホームページ上のバナー：広報「メルマガ提供」から申込みできます。会員以外の方もご登録いただけます。

3 会員専用ページから各種「契約書・帳票」等の様式がダウンロード可能

会員の皆さまにはパスワードを提供しますので、当協会ホームページの『会員専用ページ』にある「各種届出・報告・管理簿等様式集」と「民営職業紹介事業Ｑ＆Ａ」をご覧いただけます。

「民営職業紹介事業Ｑ＆Ａ」には、紹介事業を運営する上で生じる様々な疑問に対する回答が記載されています。また、「各種届出・報告・管理簿等様式集」には、職業紹介事業で使用する契約書や帳票等の様式見本がワード・エクセル等のファイルで掲載されておりますので、ダウンロードして自社版に修正してカスタマイズすることができ、これも大変好評です。

4 What ‘s New

その時々の行政施策やイベントの情報等をタイムリーに「**What‘s New**」に掲載しています。過去の時点に遡っても閲覧できます。

5 その他ホームページ上の掲載内容

その他、ホームページには下記の情報も掲載されています。

「職業紹介責任者講習」…… 日程、会場、申込状況、申込方法等

「法令様式集（各種届出・報告等）」…… 各種の法令で定められた届出書式等（PDF版）

「リーフレット等一覧」…… 厚生労働省、法務省等が発行した周知用リーフレット類
＊外国人用のリーフレットは、12か国語でプリントできます。

「民営職業紹介従事者人材育成事業」…… 厚生労働省委託の「職業紹介従事者の教育用テキスト」がダウンロードできます。職場での従事者教育のテキストとしてもご利用ください。

「人材サービス総合サイト」とのリンク… 全ての許可・届出事業者の概要が見られます。

「職業紹介優良事業者認定制度」…… 厚生労働省委託事業であり、職業紹介事業を行っている事業所で一定の基準を満たした事業所を優良事業所として認定していくものです。制度の概要が記載されています。

「職業紹介士資格認定制度」…… 民紹協独自の職業紹介士資格制度について記載されています。

6 「民営職業紹介事業における職業紹介の技法と実務」改訂版の発行

「民営職業紹介事業における職業紹介の技法と実務」の改定版を令和2年8月6日に発刊いたしました。
今回の改定では、最近の労働法令の改正（例：労働法令違反等の求人者からの求人不受理）を盛り込むとともに、令和元年に創設された特定技能等の新制度に係る外国人の職業紹介について加筆いたしました。

また、「求職者支援の実務」として求職者に対する対応のノウハウを詳しく掲載しておりますので、職業紹介責任者講習では詳しく説明していない内容を補うのに役立ちます。

各ページの記述や図表等ついても全面的に見直し、分かりやすい表現になるよう修正いたしましたので、事業運営で活用いただくとともに、事業所内での教育にも活用していただける内容となっております。是非お手元の実務書としてご活用ください。

頒布価格　2,000円（税別）
会員には割引販売（約30％ OFF）で販売します。

Ⅱ 事業運営支援

会員の皆さまの入会理由の２番目に多いのが、**「事業運営支援」**です。
民紹協では、個別の相談対応や実務に即した知識・ノウハウ習得の場を提供しています。

1 相談対応

民紹協では、個別のご相談に対しアドバイザーが親身になって丁寧にお応えします。法令・指針の解釈、実務の運営方法、求人者・求職者とのトラブル対応等、何でも結構です。年間約1,800件（2019年度）の相談実績があります。

2 行政機関への意見、要望の提出

各職業紹介事業者団体及び事業者の意見、要望をまとめ、厚生労働省等行政機関に対して提出しています。

3 職業紹介事業実践セミナー

「職業紹介事業実践セミナー」は、職業紹介責任者講習では得られない実務に即したテーマ毎に開催します。実務を進める上で非常に役に立つと評判です。

以下は、令和2年度下半期に開催する「職業紹介事業実践セミナー」です。

既に満席の状況となっていますので、受付は終了していますが、内容をご紹介します。

●令和2年度下期の職業紹介事業実践セミナー

セミナー名	内　　容
求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップセミナー	求職者支援の全貌を理解でき、自信を持って求職者の支援ができるようになります。
外国人材の職業紹介セミナー	外国人材の紹介に関する全体像及び実務が理解でき、改正入管法に関しても説明します。 また、外国人の職業紹介ビジネスの進め方も説明します。
よくわかるホワイトカラーの職業紹介実務セミナー	ホワイトカラーの職業紹介実務の事例が豊富に紹介され、実践的だと評判です。
トラブル・行政処分に学ぶ職業紹介の健全運営セミナー	分かり易い説明で、改正職安法も含めた法律関係の理解にも非常に役立ちます。

令和2年度
職業紹介優良事業者認定制度　説明会のご案内

令和2年度職業紹介優良事業者認定制度の説明会を全国主要都市で順次開催いたしますので、ぜひこの機会に多くの職業紹介事業者の皆様のご参加をお待ちしております。

●時間:13:00～16:30(内容:第1部　制度概要と審査認定チェックリスト等　第2部　個別相談)
●参加料:無料
●参加対象:認定取得をご検討されている職業紹介事業者並びに認定更新予定の職業紹介事業者
●申込方法:7月1日より公式サイトから申込受付しております。(1社につき2名以内でお願いします)
●公式サイト:職業紹介優良事業者認定制度専用ホームページ 職業紹介優良認定 検索 で検索してください。
●下記スケジュールは変更になる場合もございます。

開催日	地　域	会　　場	最寄り駅
9月7日(月)	東　京	中野サンプラザ　11階 アネモルーム ●東京都中野区中野4丁目1－1	JR/地下鉄東西線 中野駅北口 徒歩5分
9月9日(水)	大　阪	マイドームおおさか　8階 第3会議室 ●大阪府大阪市中央区本町橋2番5号	大阪メトロ堺筋線 堺筋本町駅 徒歩6分
9月10日(木)	名古屋	TKPガーデンシティ PREMIUM名古屋新幹線口 井門名古屋ビル 6階 バンケットルーム4B ●愛知県名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル	JR名古屋駅 徒歩5分
9月15日(火)	広　島	TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅北口 GRANODE広島 3階 カンファレンス3F ●広島県広島市東区二葉の里3丁目5番7	JR広島駅北口 徒歩3分
9月16日(水)	福　岡	TKP博多駅前シティセンター 日本生命博多駅前ビル 8階 カンファレンス7 ●福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1	JR博多駅博多口 徒歩2分
9月18日(金)	仙　台	TKPガーデンシティ仙台　AER 30階 カンファレンスルーム30C 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1	JR仙台駅西口 徒歩2分
9月24日(木)	金　沢	TKP金沢新幹線口会議室　井門金沢ビル 3階 会議室3A ●石川県金沢市堀川新町2－1	JR金沢駅東口 徒歩2分
9月30日(水)	東　京	中野サンプラザ　11階 アネモルーム ●東京都中野区中野4丁目1－1	JR/地下鉄東西線 中野駅北口 徒歩5分
10月 7日(水)	大　阪	大阪ティーオージー　大阪駅前第3ビル 17階 3号室+5号室 ●大阪府大阪市北区梅田1-1-3	大阪メトロ御堂筋線梅田駅 徒歩8分
10月12日(月)	横　浜	TKPガーデンシティ PREMIUM横浜ランドマークタワー ランドマークタワー 25階 カンファレンスルームD ●神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号	みなとみらい線みなとみらい駅 徒歩5分

※職業安定法以外の法律による職業紹介事業者及び外国人技能実習制度に係る職業紹介事業者は、優良認定制度の対象外となっていますのでご留意ください。

職業紹介優良事業者認定制度事務局

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033　東京都文京区本郷3-38-1　TEL:03-3815-0310　E-mail: quest@yuryoshokai.info
(本事業は、厚生労働省より委託を受けて行っている事業です。)

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口に、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q1 高年齢者を紹介したいが、その雇入れを助成する制度はあるか

少子高齢化と労働者不足が進む中で、今後は、働く意欲のある高年齢者の職業紹介に注力したいと考えています。高年齢者を雇い入れた事業主に対して助成する制度があれば、高年齢者の雇用が進むと思いますが、何か活用できる制度はありますでしょうか。

A1 高年齢者を雇い入れた事業主への助成はないかということですが、国の制度として、「特定求職者雇用開発助成金」という制度があります。

この特定求職者雇用開発助成金には、特定就職困難者コースと生涯現役コースがあります。特定就職困難者コースは、高年齢者（60歳以上65歳未満）のほか、障害者、一人親家庭の親等の就職困難者を、ハローワークや有料・無料職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。また、生涯現役コースは、雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワークや有料・無料職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇入れる事業主に対して助成されます。

その支給額は、特定就職困難者コースで高年齢者を対象とする場合、短時間労働者以外であれば60万円（中小企業以外は50万円、以下括弧内につき同じ。）、短時間労働者であれば40万円（30万円）、生涯現役コースでは、短時間労働者以外の場合は70万円（60万円）、短時間労働者の場合は50万円（40万円）となっています。なお、ここにいう「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいいます。また、助成対象期間は1年で、6か月ごとに2回に分けて支給されますが、助成対象期間中に対象労働者を解雇・雇止め等した場合は、以後3年間助成金が不支給となるほか、支給対象期の途中で対象労働者が離職した場合は、当該支給対象期分の助成金は原則支給されません。この制度を求人者に案内し、高年齢者雇用への理解を得ることとしてはいかがでしょうか。

なお、この制度を利用するためには、貴紹介所を管轄する労働局へ雇用関係助成金の取扱いに係る同意書を事前に提出するなど、一定の手続きが必要です。制度の内容を確認するためにも労働局へ出向き、助言を得ながら取り組まれることをお勧めします。

Q2 採用内定通知書をもらった求職者がコロナの影響による内定取消しを心配している

求職者をある求人者に紹介したところ、令和3年4月1日付けで採用するとの内定通知書をもらうことができました。ところが、新型コロナウイルスの影響が拡大・長期化する中で、その内定者から、内定が取り消されることがないように、求人者から確実に採用する旨の確約を得ることができない

か相談がありました。そのような方法はあるのでしょうか。

A2 新型コロナ禍による採用内定取消しなどが報道されており、内定者が大きな不安を抱くことは無理からぬものでしょう。

一般的に、採用の内定により解約権留保付きの雇用契約が成立しているとされ、採用内定取消しは、使用者による留保解約権の行使(解雇)に当たります。

そして、そのような留保解約権の行使が許されるのは、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨・目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認できる場合に限られるとされています。

また、令和2年3月13日付けで、内閣官房から「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮に関する要請について」という文書が出ています。

それによると、内定者については、

①採用内定の取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じること

②やむを得ない事情により採用内定の取消し又は採用・入職時期の延期を行う場合には、対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には誠意を持って対応すること

が要請されています。

以上を踏まえれば、採用内定により雇用契約は成立しており、内定通知書以上に採用を確約する文書はありません。

ただし、内定通知書があってもコロナ禍により倒産の危機に直面するなど、やむを得ない事情により採用内定が取り消されることも考えられます。その場合は、内閣官房の文書にあるような再就職先の確保や補償等の対応が求められることになります。

Q3 紹介予定派遣における求人及び求職の申込みはどの時点で行ってもらえばよいのか

職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業している者ですが、今般、紹介予定派遣に取り組むことになりました。ついては、求人申込み及び求職申込みはそれぞれどの時点で行ってもらえばよいのか教えてください。

A3 紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、職業紹介事業者でもある派遣元事業主が労働者派遣の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先事業主について、職業紹介を行い、又は行うことを予定して行う労働者派遣のことをいいます。

紹介予定派遣を行うに当たっては、派遣労働者、派遣先事業主及び派遣元事業主の三者が、当該労働者派遣が紹介予定派遣であること、必ず職業紹介が行われるものでないことなどを確認します。

紹介予定派遣における職業紹介を可能にするためには、派遣期間による労働が終了する前に職業紹介を行うことが必要であり、その前提となる派遣労働者の求職申込み及び派遣先事業主の求人申込みを、派遣元事業主が職業紹介事業主として受理することが必要です。

これらを踏まえれば、紹介予定派遣であることを三者で確認した以降、派遣労働の開始前又は開始後(派遣期間の終了前まで)に行ってもらえばよいということになります。

職業紹介士ネットワーク

「ココロを込めたヒューマントータルサポート」

株式会社ジェス 西船橋営業所 所長 山崎ひとみ

千葉・船橋市

「西船橋駅」

株式会社ジェス西船橋営業所より徒歩1分。千葉県乗降客数ランキング1位の西船橋駅。朝夕は湾岸エリアの物流倉庫で働く方々で溢れています。

私は人材派遣・人材紹介業のコーディネーターを勤め間もなく13年になります。

求職者と労働力を求める企業と向き合う中で、信頼を一つのセールスポイントにしたいと考え、国家資格であるキャリアコンサルタントの取得を検討しました。しかし仕事と育児を行いながらの通学プランが環境に合わずあきらめることとなりました。その後、民紹協からの案内を社内で偶然拝見し、最終的に社命がおり理に適う教育並びに資格取得に向け頑張ることができたのです。

結果、22回職業紹介士(民紹協認定)資格取得をすることができました。半年間の自主学習及びレポートの提出はありましたが、育児をしながらマイペースに進められることができました。またその中でメンタルヘルスについて学ぶ機会がありました。人材サービスに携わっている以上、日々求職者の相談を聞くことが多く、自分自身の気持ちにゆとりがないと精神的につらく感じることもありました。しかしメンタルヘルスを学んだ今、求職者を救うことと同時に、自分自身のストレスをほぼためることなく仕事と向き合えるようになりました。そのお陰もあり、弊社紹介スタッフの定着率も上り、求職者・求人者からの信頼がとても厚くなりました。

資格を取得した後もフォローアップ研修が充実しており、人材派遣・人材紹介業関係者だけに限らず、求人者側である人事担当者等にも適した資格であると確信しております。この資格が世で生き、求職者一人一人が安心して職と向き合える環境作りの架け橋となれば幸いです。

フェイスシールド着用　コロナウイルス感染拡大防止に努めています(左が筆者)。

株式会社ジェス

住所:千葉県成田市飯田町108-9　佐野屋ビル
代表者名:長谷川直行
TEL:0476-26-2201(代)　FAX:0476-26-2202
URL:http://jes-web.co.jp
設立:平成7年　資本金:2,000万円
従業員:400名

散歩道 第56回 ～練馬区～

コロナのため遠方への移動が難しいということで、前回に続き民紹協職員の地元をご紹介します。今回は「練馬区」です。

練馬区は東京23区の中で最後にできた区です。石神井公園や光が丘公園など複数の都立公園があり、練馬キャベツを始めとした野菜の栽培もさかんなことから、都内とは思えないほど自然が豊かです。近年は農地が少しずつ住宅地に変わり、ファミリー世帯が多く住むエリアとなっています。

【石神井公園／光が丘公園】

室町時代の殿様「豊島泰経」の建てた石神井城跡につくられた都立石神井公園は、三宝寺池と石神井池という2つの池の周りに植物が茂り、水鳥が多く集まります。春はお花見、秋は紅葉狩りと四季を通じて私たちを楽しませてくれます。

かつての米軍宿舎「グランドハイツ」が返還されて誕生した都立光が丘公園は、広大な敷地内に、ジョギングコース、野球場、体育館などのスポーツ施設や図書館が揃い、さらには、近所に大きな商業施設もあることから、休日は家族連れで賑わっています。

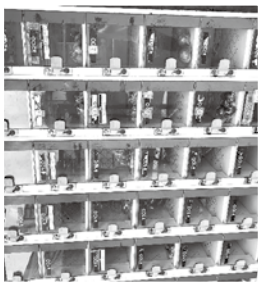

【無人野菜販売所】

農地が多く残る練馬区では、畑の前に、写真のようなコインロッカー型や瓶等にお金を入れるタイプの無人野菜販売所が設置されているのをよく見かけます。

「都市型農業」らしく、少量多種類の野菜を栽培されていることが多いようです。

【東京ワイナリー】

東京唯一のワイナリーが練馬区にあるのも、きっと環境が良いからなのでしょう。

国産のぶどうで丁寧に作られたワインは、週末限定で、練馬産の野菜で作られたお惣菜と一緒に店内でいただくことができます。写真は、「山形県高畠町産デラウェア醸しスパークリング」と「練馬産冬瓜とオクラの冷たいあんかけ」。至福のひとときでした。

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和2年6月、令和2年7月の有効求人倍率(季節調整値)は 1.11倍、1.08倍と下がってきています。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は 2.8%、2.9%と上昇してきています。これは求人数が前年同時期と比較すると6月▲28.1%、7月▲27.7%と大きく減少したことが影響しています。6月の日銀短観による業況判断では、前期より27ポイントと大幅に下がりましたが、先行きは更に3ポイント低下し、厳しい見方です。また、雇用判断は新型コロナウイルス感染の影響で3月より22ポイント上がり大幅に改善され、人手不足感が和らぎましたが、先行きの予測は更に3ポイント下がり、求職者の不足の状況はまた少し戻る見通しです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)

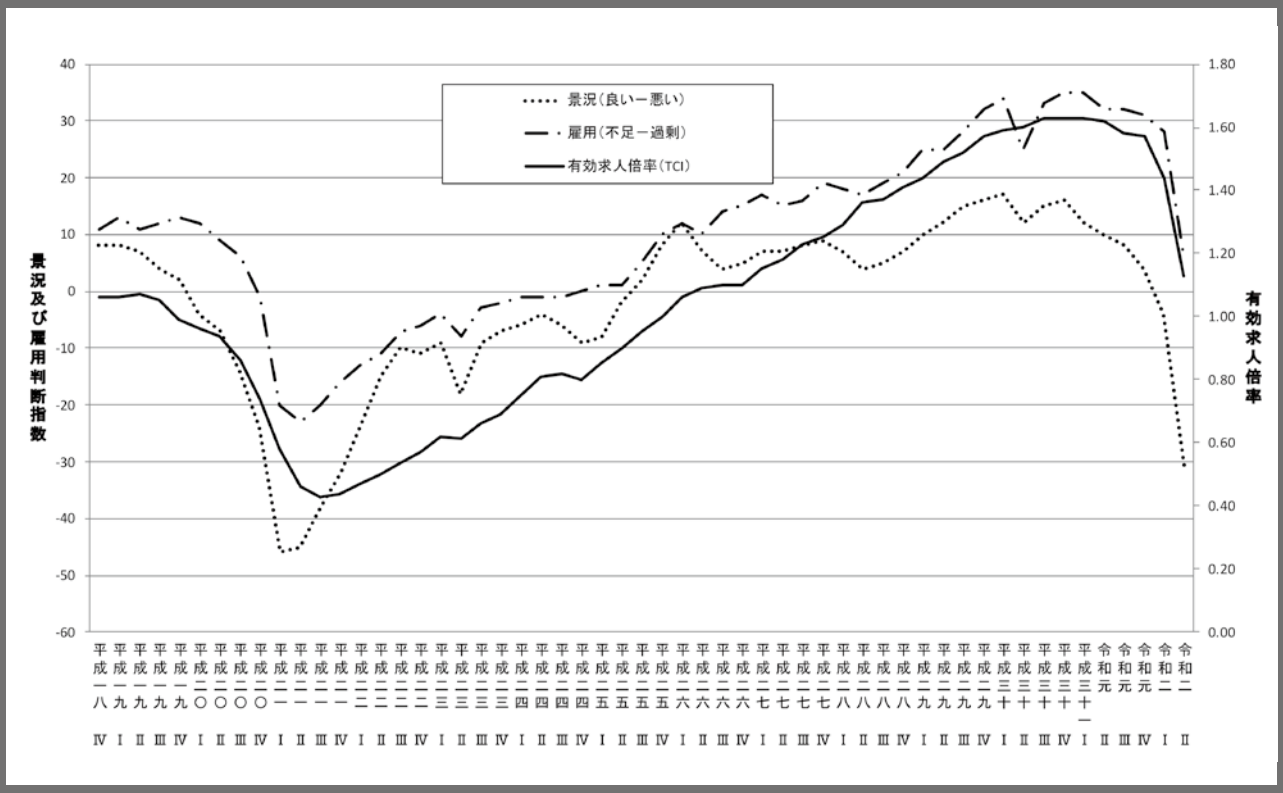

新規許可事業所

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月
有料職業紹介事業所	271	284	259	237	176	**153**
無料職業紹介事業所	6	4	7	2	1	**3**

雇用・失業情勢関連指数

		令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月
雇用者数※	実数(万人)	6026	6009	5923	5920	5929	5942
完全失業者数※	実数(万人)	159	176	189	198	195	197
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8	2.9
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	257 (▲10.2)	249 (▲13.6)	220 (▲20.6)	194 (▲28.1)	193 (▲28.1)	196 (▲27.7)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	168 (1.0)	175 (0.7)	178 (▲2.3)	176 (▲3.1)	184 (3.5)	187 (7.2)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	1.08

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

令和2年度 家政士検定試験のお知らせ

～日本看護家政紹介事業協会が全国5か所で実施～

家政サービスの「オールラウンドの生活支援パートナー」を認定します

本年で5回目となる「家政士検定」は、家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術を有する方に対して「家政士」の資格を授与することにより、家政サービス関係職業の専門性と社会的認知度を高めるとともに、利用者の皆様がサービスを選択する際の明確な指標となり安心して信頼を提供することを目的として実施するものです。

「家政士検定」は、厚生労働大臣認定の社内検定制度（認定番号団第28号）であり、昨年は、全国8か所で実施し、95名の家政士が誕生しました。

●令和2年度「家政士検定」のスケジュール

受験申請書の提出期限	10月16日（金）（締切り日の消印有効）
検定試験日	11月14日（土） 学科試験・実技試験
合格発表	令和3年1月29日（金）
検定試験開催地	東京・神田、東京・市ケ谷、静岡、兵庫・尼崎、宮崎（合計5か所）

学科試験

実技試験

実技試験

※検定の詳細については公益社団法人　日本看護家政紹介事業協会ホームページをご覧ください
http://kanka.or.jp/kaseishi

■新規入会事業所紹介 令和2年6月～令和2年8月(8月24日入会まで)

	事業所名	住　所	ごあいさつ
北海道地区	**株式会社タフト**	北海道札幌市北区 北二十条西5-2-50 クロスポイント2F 011-738-5177	不動産賃貸仲介業として起業し、現在は賃貸仲介に加えて不動産売買、テナント仲介、不動産管理、買取業など多岐に渡って展開しております。米国不動産経営管理士の資格取得者が2名在籍し、「根拠に基づいた正しい不動産運営」をモットーに日々邁進しております。不動産を通じ、人材の最適化を目指しこの度人材紹介業を開始致しました。不動産人材コンサルの仕事を中心に紹介していきます。
	株式会社ベルズ・グロー	北海道帯広市東一条南 25-1-3 0155-66-9233	弊社は2019年に創業、2020年2月に許可取得、2020年6月から本格稼働致しました有料職業紹介事業所です。弊社の特徴は、十勝の機関産業である農業を中心とし、紹介事業としては全職種を紹介して参ります。きめ細やかなマッチングを展開していきます。何卒よろしくお願いします。
関東地区	**株式会社イングリウッド ビズデジチーム**	東京都渋谷区道玄坂1-21-1 渋谷ソラスタ13F 03-6455-1161	弊社は「社員1人あたり売上1億以上」「15期連続増収増益」を達成した「社内研修」を基に作られた「ビズデジ」という研修プログラムが特徴です。 人材の獲得フックであることはもちろん、キャリアアドバイザーの方のスキルアップにも有効なものとなっております。立ち上がったばかりの事業で人材側が多く、企業開拓はまだ不十分ですので、協業希望ありましたらお声がけ下さい。IT関係の職種を中心にご紹介していきます。
	練馬職業紹介サービス	東京都練馬区豊玉南1-19-9 090-5795-1144	都内及びフィリピン共和国在住のフィリピン人を中心に職業紹介を行うことを主な目標にしています。3年程前から行政書士として所謂ビザ等の入管書類や婚姻手続等の行政手続書類作成業務に携わって参りましたが、特に介護士等の人材ニーズに応えることに微力を尽くしたいとの思いから職業紹介業を始め、兼業体制とました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。
	GEL研究所株式会社	神奈川県川崎市 川崎区榎町1-8 川崎ニッコービル403号 044-280-7162	弊社は主にIT開発の現場業務に常駐する中国人技術者の紹介を行っております。また関東甲信地方を拠点としたホテル、温泉旅館、工場、農場等へ、大学生や在日留学卒業生を対象にインターンシップ、サマージョブ、特定技能の職業紹介にも取り組んでおります。更に、弊社代表が中国出身の日本留学経験者であり、企業に合う人材のマッチング、採用定着までのフォローや職場でのトラブル解決の全面的なサポート等経験を活かした対応が可能です。すべての紹介業務を通して丁寧な対応を心がけております。

	事業所名	住　所	ごあいさつ
関東地区	**株式会社ジョブチェン**	東京都新宿区山吹町315 03-4939-2038	主にゲーム業界向けに有料職業紹介事業を行っております、弊社の主な特徴は以下となります。 1.代表が元ゲーム業界なのでゲーム業界に人脈が豊富 2.業界に特化したことによりより専門的なサポートを可能に 3.豊富な求人数 小さな会社ですが、求職者の方に親身に専門サポートを実施できればと考えております、今後ともよろしくお願いいたします。
関東地区	**株式会社オクタゴン**	東京都港区海岸3-26-1 パーク芝浦9F 03-6453-9172	弊社は東京都港区にてシステム設計･アウトソーシングそして人材派遣･有料職業事業を展開しております。弊社立ち上げ当時に頂戴したインドネシアとのご縁から、先ずは日本で働きたいインドネシア人と企業様の懸け橋となることを目指し、介護を中心とした幅広い業種･職種で求人企業様と求職者様とのマッチングを行って参ります。
関東地区	**株式会社小さな手**	神奈川県相模原市緑区橋本 5-39-22-102 042-779-4836	初めまして株式会社小さな手と申します。弊社は、医療従事者等を専門にした紹介会社です。主に医師の紹介をし社会保険労務士事務所も併設しており病院･クリニック等への人事･労務のサポートをしています。今後の展開は、昨年より始めた病院･クリニック等のM&A事業を成長させたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。
関西地区	**株式会社CREW**	大阪府大阪市東住吉区 北田辺6-12-10 06-6628-0299	CREWは、ソフトウェア開発業で培ってきたIT技術を礎として中国、インド、ベトナムの優秀なITエンジニアを日本の事業者様にご紹介させて頂いております。外国人労働者を採用される事業者様と外国人労働者の雇用ミスマッチを防ぐために、採用前に外国人労働者の適性を判断ができる紹介予定派遣を提案させて頂いております。外国人労働者の募集、面接、紹介、ビザ申請は全てCREWにお任せください。紹介手数料は派遣期間に応じて安くご提案しております。グローバル＆スリム経営により、通常の紹介手数料も安価にご提案させて頂いております。
関西地区	**一般社団法人かがやき**	大阪府高槻市寺谷町29-5 072-669-7846	当法人は介護･医療業種の取り扱いを専門に事業を開始いたしました。2025年問題を捉え人材不足に悩む介護･医療業種への人材提供にて社会に貢献していければと願っております。

■新規入会事業所紹介 令和2年6月～令和2年8月(8月24日入会まで)

	事業所名	住　所	ごあいさつ
関西地区	**株式会社ハッピーベトナム**	大阪府大阪市中央区淡路町1-3-2 紀陽オリエントビル501 06-6210-2807	弊社は、日本での生活を10年以上続けているベトナム人の妻と二人三脚でスタートした会社です。ベトナム国側の信頼できる複数の送出し機関との業務提携はもちろんのこと、在日ベトナム人との人脈については少々自信がございます。また、弊社はベトナム人労働者からの様々な相談について丁寧に対応することができるので、日本での生活に対する基本的なQ&Aから仕事上の悩みまで、採用企業様と労働者とのコミュニケーション力向上のお手伝いをすることができます。法の遵守を基軸としながら、家族経営ならではの温かいサービス提供をして全てのステークホルダーが幸せになるように努めて参ります。皆様、何卒宜しくお願い致します。
	株式会社ワールドクリエイト	大阪府大阪市平野区背戸口2-11-23 06-6760-0045	弊社はグループ会社にて、福祉に携わって参りました。ご存知の通り、福祉の業界は人手不足が大きな問題になっております。そんな中インドネシアとのご縁があり、この度事業を立ち上げた次第です。様々なことを吸収しながら、日本の企業様も、日本での活躍の場を求められている外国人の方も、お互いが笑顔になれるマッチングに取り組む所存です。今後は、インドネシアでの訓練学校･日本語学校を建てるなど幅広く事業展開をしていきたいと考えております。エンジニア･農業･介護の仕事を中心に紹介をしていきます。
九州・沖縄地区	**株式会社work life up**	福岡県福岡市城南区 友泉亭13-18 セブンオークス103 092-791-8672	株式会社Worklifeupは、国家資格である『中小企業診断士』により、2019年12月に設立し、2020年4月より職業紹介事業を本格スタートした、異色の人材紹介会社です。九州を起点とし、製造業界、IT業界の求人を多数ご紹介できます。経営コンサルタント唯一の国家資格である『中小企業診断士』が、企業の経営戦略、成長ステージ等に合わせた、ベストな人財のご紹介から定着までワンストップ提供できる点が強みです。求職者に対しては、キャリアコンサルタント有資格者による寄り添ったサポートを行います。また、中小企業診断士のネットワークを活用した、独自の求人情報のご紹介も可能です。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住　　所	電話番号
ドレスビー株式会社	北海道札幌市中央区南20条西11-2-6	011-252-7235
室内工業株式会社	東京都 港区赤坂2-10-16　赤坂スクエアビル4F	03-3583-6475
明王商事株式会社	東京都千代田区飯田橋4-4-7　オービットビル2F	03-3230-4181
TATおしごと紹介センター	神奈川県横浜市都筑区新栄町14-1-431	090-4098-3819
株式会社キャストリンク	東京都新宿区富久町13-15　サウス･タワー1F	03-5362-1461
株式会社飛竜企画	東京都目黒区目黒2-11-11　HKビル6F	03-3490-2421
株式会社徳ヒロ	愛知県名古屋市中区葵1-23-14　プロト葵3F	052-936-5200
株式会社ドミーズ	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町9-12-2	078-595-0030
新時代産業株式会社	大阪府大阪市天王寺区大道2-3-19 合和天地新時代	090-8535-4145

はたらく生き生き
写真募集中!

第3回
ひととしごと 写真募集

～あなたの写真を投稿し、働くことの喜びを多くの人にアピールしませんか～

民紹協では、「はたらく人々」を写真撮影することを通して、「ひと」と「しごと」への営みを深くみつめ理解する機会をつくると共に、公表することにより働くことへの関心を呼び起こし、広く「はたらく」ことの意義を伝えるために、写真募集を致します。

入賞作品は、当協会機関誌「ひと」の表紙写真等に掲載します。応募資格は問いません。
どなたでもご応募ください。応募要領は、裏面をご参照ください。

働く喜び、尊さを伝える写真
生き生きと働く写真をぜひお寄せください!

テーマ

・仕事をしている場面であればどんな写真でも結構です!
・仕事をしながらの真剣なまなざし、生き生きした表情など

＊掲載についてのご本人の了解を必ずとってください。

締　切

2020年9月から募集受付、2021年2月28日（日）締め切り

表　彰

最優秀賞／1名　賞状と副賞（3万円）
優 秀 賞／5名　賞状と副賞（1万円）
佳　　作／数点　記念品授与

■選考／全国民営職業紹介事業協会選考委員が選考します。
■発表／2021年5月上旬に受賞者にお知らせし、協会ホームページにも掲載します。

主催
公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033　東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5F
URL:http://www.minshokyo.or.jp（応募先は裏面参照）　電話03-3818-7011㈹

職業紹介責任者講習における新型コロナウイルス対応について

職業紹介責任者講習につきましては、緊急事態宣言が解除された6月1日から再開しておりますが、感染者数が7月以降再び増加しているため既に受講を申し込まれた方等から受講の延期やキャンセルの依頼、感染防止対策等についての問い合わせも増加しています。

当協会としては、緊急事態宣言に相当するような事情がない限り講習を実施することとしておりますが、受講者の方々のご心配にもお応えできるよう次のような感染防止対策を講じています。受講者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

①会場の空調は外気を取り入れた方式となっており、また、適宜会場の窓と扉を開けて空気の入れ替えを行っていること。

②受講者間のソーシャルディスタンスを確保するため、各机は1～2名で着席していただいていること（この結果通常の定員より少ない募集人員となっています）。

③講師、スタッフは原則としてマスク着用。また、講師席前には飛沫防止用の透明なシート又はアクリル板を設置。

④会場の入口に手指消毒のためのアルコール消毒用品を設置。

⑤受講者に対しては、会場入室の際に検温を実施し、発熱等の症状のある方は受講をお断りすることとしていること。また、会場内でのマスク着用を含む咳エチケットや手洗いの徹底をお願いしていること。

編集後記

7月に日本各地で発生した記録的な大雨により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、Web（オンライン）会議を導入する企業が増えています。当協会におきましても、外部委員で構成する各種委員会は、基本的にZoom（オンライン会議ソフト）で開催しております。また、今年度開催する「従事者啓発ガイダンス」は、全国主要都市の会場に加えて、Zoomでも開催する予定です。

初めてWeb会議を開催するときには、リアルの会議の代わりができるか不安もあったのですが、一定の代わりはできているようです。まだ機能の一部しか使っていませんが、様々な機能を使いこなせば相当のことがWeb会議でできる可能性を感じます。

こうしたWeb会議やそれを活用した在宅勤務の動きは、コロナが終息した後も元に戻ることはないとも言われており、できることから取り組んでいきたいと思います。

民営職業紹介
ひと
NO.173

民営職業紹介 ひと No.173
令和2年9月7日発行
編集人　上市　貞満
発行所　公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011（代表）　FAX.03-3818-7015
印刷所　日本印刷株式会社

講習案内 職業紹介責任者講習日程

令和2年10月～令和2年11月　お申込受付中

当協会では、感染拡大を防止するため、今後の動向を注視するとともに、対策を講じながら講習を開催してまいります。詳しくは当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」をご覧ください。9月開催分につきましては、全て満席となっております。

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講したうえで、理解度確認試験の答案を提出し、かつ、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和2年9月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和2年　10月　1日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪　3F「葛城」	144
〃　10月　5日	月	東京都(千代田区)	連合会館　2F「大会議室」	180
〃　10月　7日	水	神奈川県(横浜市)	神奈川産業振興センター　13F「第1･2会議室」	88
〃　10月13日	火	東京都(中野区)	中野サンプラザ　11F「ブロッサム」	102
〃　10月15日	木	北海道(札幌市)	ホテルポールスター札幌　2F「セレナード」	100
〃　10月20日	火	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪　3F「葛城」	144
〃　10月22日	木	東京都(中野区)	中野サンプラザ　11F「ブロッサム」	102
〃　10月27日	火	福岡県(福岡市)	天神ビル　11F「10号会議室」	160
〃　10月29日	木	東京都(中野区)	中野サンプラザ　11F「ブロッサム」	102
〃　11月　2日	月	東京都(千代田区)	連合会館　2F「大会議室」	180
〃　11月　5日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪　3F「葛城」	144
〃　11月13日	金	東京都(千代田区)	連合会館　2F「大会議室」	180
〃　11月16日	月	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪　3F「葛城」	144
〃　11月18日	水	東京都(千代田区)	連合会館　2F「大会議室」	180
〃　11月20日	金	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山　2F「金鯱」	120
〃　11月25日	水	宮城県(仙台市)	仙台市中小企業活性化センター6F「セミナールームAB」	96
〃　11月27日	金	東京都(千代田区)	連合会館　2F「大会議室」	180

○講習時間……**9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。**

講義開始後に入場されますと、他の受講者の迷惑となるばかりでなく、法定の講習内容を履修することができなくなります。必ず講義開始時刻の10分前までに受付を済ませてください。

○受講費用……**【初めて民紹協の講習を受講される方】13,400円(民紹協会員は10,300円)**(税込)

【過去(5年以内)に講習を受講したことのある方】10,700円(民紹協会員は8,200円)(税込)

民紹協他講習実施機関を受講した方も対象となります。なお会員の皆様も従来通り受講証明書(写)を申込み終了後に、メールアドレス、もしくはFAX番号に送信してください。

(FAX:03-3818-7015　E-mail:koshu@minshokyo.or.jp)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ
http://www.minshokyo.or.jp/ の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。
※受付を終了した講習のキャンセル待ちについては、お電話にてお問い合せください。
なお、当日のキャンセル待ちは承っておりません。

※厚生労働省の指導により、ご受講時に身分証明書をお見せいただくことになりました。ご本人確認のため、受講当日、顔写真付き公的身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)をご持参ください。顔写真付きの公的身分証明書をお持ちで無い方は、公的身分証明書(健康保険証等)と顔写真付きの社員証など、2種類ご持参下さい。ご協力をお願いいたします。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

PORTERS

人材ビジネスシステム
国内シェアNo.1の
最新クラウドサービス

PORTERS
HR-Business Cloud

- お客様導入事例公開中
- 30日間無料トライアル
- 人材ビジネス支援マガジン
  PORTERS MAGAZINE Web

特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス　システム導入相談会
無料相談会の申込みはこちら：
http://hrbc.porters.jp/event

お問合せ ポーターズ株式会社
TEL 03-6432-9829
MAIL sales@porters.jp
HP https://hrbc.porters.jp/